

2024年10月28日

日本原子力発電株式会社

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 第二種廃棄物埋設事業許可申請に係る指摘事項管理表

管理番号	コメント 対応状況	ヒアリング/ 審査会合	対象条文等	指摘事項			
				資料番号	発生日	指摘内容	回答日
1		審査会合	十三条（設計）	資料 1	24/9/9	操業中の雨水浸入対策として、「雨水防止テント」、「表面遮水」、「雨養生」の3点セットで対応すると認識しているが、これらについて、「期待する機能は何か」、「期待する機能を満足するための設計、材料選定、建設・施工、検査をどのようにするのか」を整理した上で説明すること。また、劣化・損傷に対する点検や交換の具体についても整理の上説明すること。	次回以降に回答
2		審査会合	八条	資料 1	24/9/9	操業中の安全対策について、荒天時や異常時が発生した場合の作業中止、中断判断をどのようにするのか整理の上説明すること。	次回以降に回答
3		審査会合	三条	資料 1	24/9/9	地盤の支持力の判定結果、液状化判定の妥当性、地盤の沈下量に関する評価結果の妥当性について整理の上説明すること。	次回以降に回答
4		審査会合	四条	資料 1	24/9/9	遮水シートのすべり安定性の妥当性について説明すること。説明に当たっては、遮水シート設置に当たって準拠した設計手法、採用した設計手法に基づきどういった仕様・設計により設置することにしたのかを含めて説明すること。	次回以降に回答
5		審査会合	五条	資料 1	24/9/9	既往知見を踏まえて改めてシミュレーションしたところ、津波が到達しない結果となっている。なぜ津波が到達するおそれがない結果となったか、その要因と今回の結果の妥当性を説明すること。説明に当たっては、津波シミュレーションに用いた評価条件の変更点、妥当性を説明するとともに、追加した盛土地形などの情報を示した上で前回のシミュレーション結果と対比する形で説明すること。	次回以降に回答
6		審査会合	六条	資料 1	24/9/9	他事業所の審査実績との整合性を確認するため、他事業所との比較ができる資料を整理すること。	次回以降に回答

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 第二種廃棄物埋設事業許可申請に係る指摘事項管理表

管理番号	コメント 対応状況	ヒアリング/ 審査会合	対象条文等	指摘事項			
				資料番号	発生日	指摘内容	回答日
7		審査会合	六条	資料 1	24/9/9	外部事象選定の判断根拠, 影響評価の妥当性について説明すること。	次回以降に回答
8		審査会合	七条	資料 1	24/9/9	火災等発生防止の具体的な対策内容について, 説明すること。	次回以降に回答
9		審査会合	その他	資料 1	24/9/9	表面線量当量率が10 μ Sv/hを超える放射性廃棄物を1段目に確実に定置するためのプロセスを説明すること。説明に当たっては, 放射性廃棄物発生から受入れまでの流れを体系的に説明するとともに, WACに関する内容も含めて説明すること。	次回以降に回答
10		審査会合	その他	資料 1	24/9/9	除染については, 試験データを含めて確認したいため, 資料準備すること。	次回以降に回答
11	対応中	審査会合	十三条 (評価)	資料 1	24/9/9	安全評価における遮水シートの劣化要因, 劣化モード, 劣化期間, 解析上の損傷モデルをどのように整理したのか説明すること。説明に当たっては, 解析コード (HELP) の特徴を説明するとともに, パラメータの与え方などを整理の上説明すること。	今回回答
12	対応中	審査会合	十三条 (評価)	資料 1	24/9/9	浸透流解析について, 設計変更した覆土の各構成材料の性能と解析条件及び解析結果の妥当性を整理した上で説明すること。	今回回答
13	対応中	審査会合	十三条 (評価)	資料 1	24/9/9	トレンチ処分施設は地表に近く, 擾乱を受けやすい施設。また, 線量評価結果では, 最も可能性が高いシナリオ, 最も厳しいシナリオともに数十年ぐらいのところでは線量ピークが出ている。そういった関係の中で, 1,000後の状態設定として一括で設定することの妥当性, 具体的には地表からの擾乱によるパラメータの不確実性や評価期間の妥当性について説明すること。	今回回答
14		審査会合	十五条	資料 1	24/9/9	年間浸透水量を監視するため, 類似環境下での原位置試験を行うとしているが, 年間浸透水量は非常に少ないことが考えられる。年間浸透水量をどのように計測するのか説明すること。	次回以降に回答

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 第二種廃棄物埋設事業許可申請に係る指摘事項管理表

管理番号	コメント 対応状況	ヒアリング/ 審査会合	対象条文等	指摘事項			
				資料番号	発生日	指摘内容	回答日
15		審査会合	経理的基礎	資料 1	24/9/9	当初申請では全額自己資金により充当する計画としていたが、今回の補正では「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に基づいて使用済燃料再処理・廃炉推進機構から費用が支払われる形になったと理解している。この変更点について説明すること。	次回以降に回答
16		審査会合	技術的能力	資料 1	24/9/9	「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応関係について説明すること。	次回以降に回答
17		審査会合	品質保証	資料 1	24/9/9	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」との対応関係について説明すること。	次回以降に回答
18		審査会合	十三条（設計）	資料 1	24/9/9	施設確認上、重要な覆土設計に特化してもらって構わないが、許可と後段規制との関係をどう考えているのか、全体的な話を整理し説明すること。	次回以降に回答
19		審査会合	その他	資料 1	24/9/9	品質管理項目（案）の位置付けをはっきりさせること。また、管理値の大半が「－」となっているが、許可段階でFIXできるもの、できないものは識別した上でFIXできないものはどのような考え方で設定するのか方針を示すこと。	次回以降に回答
20		審査会合	その他	資料 1	24/9/9	品質管理項目が羅列されているが、一つ一つのプロセスを後段規制で確認しないといけないのか判断する上で、一連のプロセスを説明するとともに、最終的な性能を出す上でマストなのかどうか全体の関係性を整理の上説明すること。	次回以降に回答